

平成26年度圏域別地域公聴会の概要〔松江圏域〕

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問の概要	公聴会時の回答の概要	公聴会後の対応状況等	担当課	意見者	開催日
1	01松江	04_高齢者施策	03_認知症施策	認知症疾患医療センターの整備	<p>島根県においては、現在基幹型として島根大学附属病院に1カ所のみであるが、他県の状況は様々であり、2次医療圏に複数の地域型を設置しているところもあり、成果をあげていると聞いています。</p> <p>島根県においても、2次医療圏1カ所にこだわらず設置し、「保健医療・介護機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断とその初期対応、周辺症状と身体合併症の急性期治療に関する対応、専門医療相談等を実施するとともに、地域保健医療・介護関係者への研修等を行うことにより、地域において認知症に対して進行予防から地域生活の維持まで必要となる医療を提供できる機能体制の構築を図り」、各地域の認知症対策を充実させることが、地域包括ケアの実現には欠かせないものと考えます。</p>	<p>県の認知症疾患医療センターの配置体制については、策定委員会等で、まずは全体を統括する形で県内を1カ所の基幹的な機能を持つ総合病院で統括して設置することとし、平成23年度から島根大学附属病院に設置されている。国の制度上の設置要件は、2次医療圏域当たり高齢者6万人で1カ所ということもあり、設置を進めるとすると残り2カ所程度になる。認知症疾患医療センターの大きな役割として、診断以外に、事前の相談や地域での周知広報などの活動があり、これに対して公費から助成をし、設置も行われることとなっている。現センターでは、設置以来、年800件を超える相談を3名の看護師等が担当し、総合病院として、精神科と神経内科の両輪で同じく年800件を超える診察をし、年3回の研修会を開催し、加えて大学として、ipadなどの診断方法の普及なども行われている。認知症については、医療的な相談、特に、認知症初期に集中的な相談を行い治療につなぐ（初期集中支援チーム）、市町村又は地域包括支援センター単位のアウトリーチの対応が必要とされている。</p> <p>今後は、さらに病院やかかりつけ医の皆様に、これまでの診察に加えて、可能であれば、出かけて相談、診断、治療へのきっかけに関係していただくことになると考えており、認知症治療へのご協力をお願いしたいと考えている。</p>	<p>認知症疾患医療センターの複数配置については、認知症の人が増えている一方、県東部と県西部からの受診が少ないことや、県介護保険事業支援計画策定委員会や県認知症施策検討委員会での検討を踏まえ、今後、複数での設置に向けて国との協議を進めていく。</p>	高齢者福祉課	社会医療法人昌林会 安来第一病院	8月27日
2	01松江	02_地域医療対策	01_医療提供体制 02_医療従事者	医療計画の見直しほか	<p>(1) 「総合確保方針」に、国が医療計画の基本方針や介護保険事業支援計画の基本方針をつくり、都道府県がそれに基づいて医療計画と介護保険事業支援を、市町村が介護保険事業計画を、医療と介護が一体的・整合性をもった形でつくるという枠組みが設けられていますが、第6期介護保険事業計画は今後計画され、一方、医療計画は平成25年4月に策定済みです。平成30年年度以降は両計画がそろうのですが、医療・介護を一体的・整合性をもった形をつくるために、既存の医療計画についても地域の特性や医療機関等の提供体制に応じ、見直し等が必要であると考えます。</p> <p>(2) 島根県の「看護学生修学資金貸与生」の応募について、平成26年度は募集人数に達して募集が終了しているようですが、島根県内における看護職員の確保が困難な状況下、山陰両県はもとより看護師を養成する学校も増える中、今後募集人数を増やされるようなご検討はされているのでしょうか。</p> <p>また、介護従事者の確保についても、「奨学金制度」や「島根県看護職情報ネット」等のような、県のホームページ等での紹介をするなど、関係者への周知等のご検討はされているのでしょうか。さらに、医療・介護従事者を増やす工夫を、県単位で実施しないといけないように思います。</p>	<p>(1) 「総合確保方針」に基づき、各地域において医療及び介護を総合的に確保していくためには、「保健医療計画」・「介護保険事業支援計画」・「介護保健事業計画」等の整合性を確保する必要がある。現行の「保健医療計画（計画期間：平成25年度～29年度）」においても「在宅医療」の項目で医療と介護の連携についての記載はあるが、今後、より、一体的かつ整合性をもった形で医療と介護の連携体制を構築していく必要があると考えている。県としては、厚生労働省が平成26年度中に示す予定の「地域医療構想（ビジョン）策定のためのガイドライン」に基づき、また、地域の医療需要の将来推計や「病床機能報告制度」で報告された情報等も活用して、「保健医療計画」の一部としての「地域医療構想（ビジョン）」を策定する。地域の実情を反映した「地域医療構想（ビジョン）」を策定するためには、各圏域において医療関係者、医療保険者、介護関係者等との協議が重要であり、既に今年度から各保健所が中心となり「協議の場」の立ち上げを進めている。</p> <p>(2) [看護学生修学資金貸与生について] 過去5年間の、県内病院の採用計画に対する採用者数（正規職員）の割合は、平均で76.0%と、採用者数が不足する状況が続いており、新卒者の県内就業等を促進する必要がある。このため、現在40名枠で運用している「看護学生修学資金（一般資金）」について、貸与枠の増を検討する。 [介護従事者の確保について] 介護人材を安定して確保するためには、賃金などの処遇改善や、勤務環境の改善、介護の仕事のイメージアップなど幅広い取組が必要。昨年行った介護職員の実態調査では、介護福祉士や施設で働く看護職員などの資格職の確保が難しい状況が分かったため、今年度は、介護福祉士等修学資金の貸付人数を増やしたり、介護職員が看護資格を取るための費用を助成することにより、資格職確保の支援に重点的に取り組んでいる。また、長期的な視点から、介護分野に就職してもらうため、介護の仕事のイメージアップ事業など、若い世代に対する取組みが大事であり、県民向けフォーラムの開催や、介護の日に合わせて新聞誌面を活用した広報を計画している。 これら様々な取組みについて、適宜、島根県や福祉人材センターのホームページで紹介していますが、介護サービス事業者・施設に対する助成事業については、一斉ファクシミリ等でも周知している。</p>	<p>(1) 国は、平成26年度中に、都道府県における地域医療構想（ビジョン）策定のためのガイドラインを提示する予定としている。</p> <p>県は、平成27年度から、ガイドラインに基づき、病床機能報告等も活用して、地域医療構想（ビジョン）を策定することとなる。高齢化の進展も踏まえた医療・介護サービスの需要を見据え、2025年において本県が目指すべき医療提供体制について地域の医療・介護関係者等と協議しながら策定を進める。</p> <p>(2) 公聴会時の回答と同じ</p>	医療政策課 高齢者福祉課	社会医療法人昌林会 安来第一病院	8月27日
3	01松江	02_地域医療対策	02_医療従事者	助産師確保、離職防止、再就職支援	<p>県、各医療施設の人材確保への努力は継続的に実施されています。ライセンスを有する助産師の約半数は就業していない状況にあり、その人たをいかに現場に戻すかが鍵となっていると思います。パンアウトして離職することのない職場環境、一旦離職しても、また戻りたくなる、戻ってもいいと思える職場環境が重要です。そのためには人員増抜きには考えられないのですが、「助産師として働きたい」という思いの継続ができる環境も大切と考えます。現在、県と看護協会がすすめている「助産師出向支援事業」は、その意味でも助産師としてのやる気を目覚めさせるものであり、次年度からも引き続き実施されることを望みます。</p>	<p>看護職全体の勤務環境の改善については、平成23年度から島根県看護協会がワークライフバランスワークショップ事業として取り組まれ、県も国庫補助事業による財政支援を行ってきた。また、平成26年6月の医療法の改正により、医療従事者の離職防止などを図るため、都道府県は勤務環境の改善に取り組む医療機関の支援を行うこととされた。これを受け、県は、来年度当初に、支援の拠点となる「医療勤務環境改善支援センター」を設置することとしている。</p> <p>「助産師出向支援モデル事業」については、平成25～26年度に島根県看護協会が取り組まれ、現在県内の2組4医療機関で助産師の出向・受入れが行われている。助産師の助産実践能力の強化に効果があると見込まれるため、来年度以降は県において実施することを検討している。</p>	<p>医療従事者の勤務環境の改善に取り組む医療機関を支援するため、「島根県医療勤務環境改善支援センター」を平成27年4月1日に開設する。</p>	医療政策課	一般社団法人島根県助産師会	8月27日

平成26年度圏域別地域公聴会の概要〔松江圏域〕

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問の概要	公聴会時の回答の概要	公聴会後の対応状況等	担当課	意見者	開催日
4	01松江	02_地域医療対策	03_がん対策 02_医療従事者	がん診療体制の強化ほか	<p>(1) 在宅医療の質の向上 がん拠点病院から、開業医、訪問看護ステーション、ケアマネージャー、薬局まで、全ての機関の連携を強め、充実した在宅医療が行われるようになってほしい。現在は、がん専門医も少なく、地域医療も充実していないため、在宅で戦うがん患者に充実した環境が準備されているとはいえない。副作用・後遺症などで日常生活に支障が出るような患者さんがいることを考えると、この整備は急務である。</p> <p>(2) 医師の確保 がんに限った話ではないですが、島根県は全体的に医師が足りず、どこにいても平等な治療を受けることができません。若手医師が島根に定着するような方法や制度を考えていかなければならないと思います。</p>	<p>(1) 島根県では、平成25年度から、在宅医療提供体制の構築のために、「医療と介護の連携推進のための事業」「在宅医療の基盤整備に関する事業」「在宅医療の普及啓発に関する事業」に取り組んでいる。「医療と介護の連携推進のための事業」の一例として、がん診療連携拠点病院である松江市立病院においては、「在宅緩和ケアネットワーク推進事業」が実施されている。具体的には、開業医や訪問看護ステーションからの相談を受けたり、依頼に基づき往診・訪問診療への同行訪問を行うなどの支援が行われている。平成26年度からは、消費税増収分を財源として活用した、医療・介護サービスの提供体制改革を推進するための新たな財政支援制度が創設されており、がんを含めた在宅医療・介護の推進等に対しても有効に活用していく。</p> <p>各拠点病院等において、がん診療に携わるすべての医療従事者に対するがんの疼痛コントロールなどについて学ぶ緩和ケア研修会が実施されており、開業医の先生など地域の医療従事者の方にも参加いただいている。在宅における緩和ケアを推進するため、今後更に、診療所医師、訪問看護ステーション看護師、薬局薬剤師等への周知・働きかけを実施していく。</p> <p>がんの専門病院と地域のかかりつけ医とで役割分担を行い、適切な検査や治療を地域のかかりつけ医でスムーズに受けることできる「地域連携クリティカルパス」の仕組みを推進しているが、在宅医療、在宅緩和ケアを進める上でも必要な仕組みであり、今後ともパスの普及と活用促進を進めていく。</p> <p>また、入院から在宅へのスムーズな緩和ケア提供体制を確保するため、各保健所単位では「緩和ケア検討会」等の連携会議、県全体では「緩和ケア総合推進委員会」を開催して、地域の関係機関のネットワークづくりや連携強化について検討・連絡調整を進めているところ。圏域単位の取組みについて、患者会等と連携して実施されている事例もあるので、今後、松江圏域でも検討していただけたらと思う。</p> <p>(2) 県内勤務等が条件である、島根大学の地域枠出身や奨学金・研修資金の貸与を受けた医師が、今年度4月には113名となり、そのうち78名が県内で初期臨床研修を受けたり、医療機関で勤務している。これからも、毎年20名を超える医師が誕生してくる。これらの医師に県内で活躍してもらうことが重要。「しまね地域医療支援センター」において、これらの医師に県内で安心して勤務してもらえるよう、キャリア形成支援などを実施しており、医師不足地域で勤務する医師の増加を目指していく。</p>	<p>(1) [緩和ケアの推進] ・がん診療連携拠点病院主催の緩和ケア研修を実施 ・今年度初めて、島根県医師会主催の緩和ケア研修会を実施 ・各保健所における緩和ケア検討会の開催 ・緩和ケア総合推進委員会の開催</p> <p>[地域連携クリティカルパス] ・島根県がん診療ネットワーク協議会地域連携部会を開催、パスの活用促進と普及を推進</p> <p>(2) しまね地域医療支援センターの支援対象の医師が平成27年度には30名誕生するが、そのうち27名が県内で初期臨床研修を行う予定。 これらの医師に研修終了後も引き続き県内で勤務しながらキャリアアップできるよう、支援していく。 また、研修を行う病院間の連携を強化するなどして、県内での初期臨床研修の魅力アップを図り、研修医の増加を目指していく。</p>	医療政策課 健康推進課	ハートフルサロン松江	8月27日
5	01松江	03_地域保健対策	03_肝炎施策	広報活動の強化	<p>広報活動について、もう少しマスコミを使ってもらいたい。ウイルス検査で陽性になった方で、約3分の1が肝炎治療を行うため通院している方、約3分の1が肝炎のあることを知っているが通院していない方、約3分の1が肝炎を持っているがそのことを知らない方が通院して治療できるようにお願いしたい。</p> <p>昨年テレビ、CM、新聞等でPRがりましたが、今年はあまりなかったように思いますので、今後継続してもらいたい。</p> <p>肝臓月間には松江駅前のチラシ、ティッシュ配布は良かったと思います。市町村の状況についてもお願いいたします。</p>	<p>肝臓週間では、松江駅前での肝炎ウイルス検査の啓発活動(チラシ、ティッシュ配布)を初めて患者団体の方々と一緒にやり、非常に有意義な取組みができた。</p> <p>また、出雲保健所では島根大学附属病院とタイアップしての普及啓発活動(肝炎ウイルス無料検査、公開講座、展示)を、浜田保健所でも駅前での街頭キャンペーンを行い、多くの方々に肝炎のことを知っていただく良い機会となった。</p> <p>今年度上半期の広報活動については、山陰中央新報への「肝炎特集記事(5/31)」や「県民だより(7/3)」の掲載を行った。</p> <p>テレビCMについては、7月の肝臓週間(肝炎デー)には国や他自治体によるテレビCMもあることから、県では秋頃テレビCMの実施を検討中。</p> <p>【市町村の取組状況】 市町村での肝臓週間の取組については、行政告知端末や市町村広報誌での健診受診の啓発、スーパー等でチラシを折り込んだティッシュ配布、特定健診に合わせて肝炎ウイルス検査のポスターの医療機関への掲示等が行われている。</p> <p>また、年間を通して、検査対象者への個別通知、ホームページ、健康カレンダーの各戸配布等の広報活動が行われている。</p> <p>今後も引き続き、市町村・事業所等の健診実施主体とも連携し、肝炎の早期発見・早期治療等の広報活動を進めていく。</p>	<p>先の取組みに加え、次のとおり広報を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テレビCM(山陰中央テレビ) 期間:11/17~12/18日(15秒CM)141本 実施者:島根県、キャンペーン協賛機関 ・ラジオスポット(FM山陰、山陰放送) 期間:1/16~1/22日 28回 実施者:島根県及び鳥取県の合同 	健康推進課 薬事衛生課	松江肝臓友の会	8月27日
6	01松江	08_その他(共通)	03_その他	市民活動への行政の応援	<p>松江家族の会では発足以来15年間、認知症の方とその家族への相談対応や学習会など、市民活動として継続して取り組んでいる。こうした市民活動については、活動そのものへの経済的支援について期待するものではないが、市町村合併や行革で、公的庁舎や関連施設などの空き室もあるように聞いていることから、その活用の一環として、市民活動の会場としての提供について提案したい。</p>	<p>県の各課や地方機関が入居している県庁舎や県合同庁舎については、県行政の執務を行うための施設として執務室や会議室として利用しており、空き室はありません。</p> <p>一方で、例えばいきいきプラザなどの県関連施設(公の施設)は、住民の福祉の増進を目的として住民の皆様にご利用いただくために設置している施設であり、これらの施設を市民活動の場としてもご利用いただきたい。</p> <p>松江市では、市民団体の皆さん等に利用いただける施設が複数ある。例えば、総合福祉センター、市民活動センタースティックビルなど。使用料の減免・免除ができる場合もあるので相談いただきたい。</p>	公聴会時の回答と同じ	健康福祉総務課 松江市	認知症の人と家族の会島根県支部松江地区会(松江家族の会)	8月27日
7	01松江	06_障がい施策	06_バリアフリー 07_その他	あいサポート運動ほか	<p>(1) 鳥取県ではあいサポートフェスティバルが開催中ですが、島根県としては何かお手伝い、ボランティア等、何かこちら側から鳥取県に声かけをされたのでしょうか？ 鳥取県からの要望がないので手伝わない」と答えられました。こんな消極的な態度で良いのでしょうか？ 長野県、奈良県はあいサポート運動が連携県として参加しているのに隣の鳥取県は参加しないのですか？(ボランティアも同じことですが)</p> <p>(2) 障がい児(者)の虐待問題について、このところ施設内での虐待の話がよくあります。行政や有識者ばかりの会ではなく、一般公募の方々を含めた第3委員会を立ち上げられないでしょうか？現場に近い人の方が現状がよくわかることも多いと思います。</p>	<p>(1) 第14回全国障がい者芸術文化祭(鳥取県では「あいサポートアートとっとりフェスタ」としてPR)が厚生労働省、鳥取県、鳥取市の主催で鳥取県において開催されており、島根県でも県内関係機関にパンフレットを配布するなどPR活動に協力している。10月4日には長野県、奈良県の団体がコンサートに参加されるが、これは県としてではなく団体としての参加であるとのこと。 なお、それとは別に、今年度は島根県、あいサポート運動を推進している長野県、奈良県、鳥取県、広島県と連携して「障がい者アート作品展(あいサポートアート展)」を開催することとしている。</p> <p>(2) 障害者への虐待については、「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律」に基づき、市町村や県に通報・届出のあった事案に対して事実確認調査を行い、指導等を行っている。 第三者委員会は設置していないが、必要に応じて、社会福祉士や弁護士などで構成された島根県障がい者虐待対応専門職チームから助言等を受けている状況。苦情対応や虐待防止の観点から、各施設において第三者委員会を設置するよう働きかけている。</p>	<p>(1) 鳥取県で開催された第14回全国障がい者芸術文化祭については、県内関係機関へのパンフレット配布、公式ガイドブックの配架などPRに協力し、島根県内からも、障がい者、関係機関の職員、県職員などが任意で参加した。 また、H26.12.6~12.8に島根県立美術館で開催した「島根県障がい者アート作品展～あいサポートアート展～」では、鳥取県、広島県、長野県のあいサポート推進県からも作品を出展していただいた。</p> <p>(2) 公聴会時の回答と同じ</p>	障がい福祉課	障がい児(者)・福祉サポートの会	8月27日

平成26年度圏域別地域公聴会の概要〔松江圏域〕

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問の概要	公聴会時の回答の概要	公聴会後の対応状況等	担当課	意見者	開催日
8	01松江	05_児童・家庭施策	02_児童相談・児童虐待対策	児童虐待	児童虐待について、第3委員会が立ち上がっていますが、どんな活動をされているのかお聞きしたいです。	児童虐待に関する第三者機関としては、「島根県社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童処遇部会」がある。（「児童福祉法」に基づく「児童福祉審議会」） この処遇部会は、大学教授、里親会の代表、小児科医、精神科医、臨床心理士、弁護士、（前）家庭裁判所調査官の7名により構成されており、概ね毎月開催している。審議の対象となるのは、 ① 児童福祉施設への入所措置等に関する事項 ② 児童の親権者の意に反して行う児童の一時保護等に関する事項 ③ 措置児童の虐待に係る報告や調査等に関する事項 などであり、処遇部会で直接相談を受けることはない。	公聴会時の回答と同じ	青少年家庭課	障がい児（者）・福祉サポートの会	8月27日
9	01松江	05_児童・家庭施策	05_いじめ対策	島根県の子ども的人権やいじめ問題への取組み	昨年度のお答えでは子どもの権利条約に関する啓発資料の改訂版を作るとのことでしたが、作成されましたか。作成済みなら、それをどう使ったのかを、作成中ならいつ完成するのか、完成後どう使うのかを教えてください。 昨年度は、いじめのリーフレットを作る予定がないとのことでしたが、今年度は？昨年度のお答えでは島根県青少年育成会議の研修や意見交換でいじめ問題を取り上げるとのことでしたが、どうされましたか。 また、同会議について、委員名や会議開催案内、会議資料、会議録等を島根県のホームページでチェックしようとしたのですが、見つけれませんでした。掲載がありますか。未掲載なら掲載をお願いします。	教育委員会では、子どもの権利条約に関する啓発資料を改訂し、小学校3年生全児童（H24年度～）、中学1年生全生徒（H25年度～）に配布している。学校では、これを道徳や学級活動等で活用している。 また、いじめのリーフレットについては、今年度も作成する予定はないとのことであった。しかし、今年8月の「フォトしまね」に「やさしく解説しまねっ子ニュース」として、いじめの内容やいじめサインのチェックシート、相談窓口の紹介等を掲載し、子どもや保護者向けに啓発した。また、昨年11月2日の新聞には「考える県政」のコーナーで、ネット上のいじめの特徴、家庭での予防と対策、相談窓口の紹介等を行い、家庭向けに啓発した。今後も様々な媒体を使っての広報啓発を検討していきたいとのことだった。 青少年育成島根県民会議は、青少年の健全な育成を図ることを目的とした県民運動団体である。現在、会長、副会長の他、関係機関や団体から選出された41名からなる常任委員会を設け、市町村や青少年育成団体・期間等と連携を図りながら活動に取り組んでいる。昨年度末現在183の会員、830の賛助会員からの会費で運営されており、県からも事務費の補助を受けている。 この県民会議は外部団体であり、県とは別にホームページを持っており、ホームページをリニューアルした5月以降、常任委員名簿や団体会員、事業計画や会議の様子について随時掲載されている。 5月13日には、島根県民会館にて53名が参加して総会を開催した。その折、教育庁子ども安全室長を講師に、国のいじめ防止対策推進法で定められていることや県のいじめ防止基本方針で大切にしていること、学校や家庭・地域での取組等について研修された。	教育委員会において、次の広報啓発を実施。 ・いじめの未然防止や早期発見を啓発するためのテレビスポット30秒CMを3月下旬に放映 ・文部科学省が作成した、いじめ防止推進法に係る「ケータイ&スマホ新聞」を県内各小・中学校、高等学校等に配布、「いじめ問題に対する取組事例集」を各学校や市町村教育委員会に周知	青少年家庭課	チャイルドラインしまね	8月27日
10	01松江	05_児童・家庭施策	03_里親制度	家庭的養護促進事業の普及啓発活動	県の里親委託に関しては、現在の2割から3割の委託率へ上げる計画が決まっています。事業内容にある（ア）訪問援助活動、（ウ）相互支援活動、（エ）委託促進活動については、里親会で話し合いをする中で計画を進めることができますが、（イ）普及啓発活動（地域の理解促進と新規里親の開拓）は、これまでの方法を継続するだけでは実際に微増の結果しか見えていないのが現状です。そして今の里親会だけでは3割の目標は少し荷が重すぎるように感じます。 家庭的養護促進のために、施設の小規模化やファミリーホーム、また里親委託を優先することも決められました。地域へ更に一步踏み出して里親会を知ってもらうこと、週末里親など家庭生活体験事業や短期入所事業の内容、里親は特定の人ができるのではなく、どんな職業の人でも身近なところで登録が可能で、登録することにより要保護児童を受け入れる態勢が整っていくこと等など普及したい考えはたくさんあります。委託率を上げるには受け皿となる里親を増やすことが必要です。しかし、現在の里親では絶対数も充分とはいえませんし活動するにも力不足が否めません。 里親会としては、どうしたら新規里親の開拓が進むのかと考えをめぐらせています。そこで例えば、今後進められる様々な会合などへ里親会として参加させてもらい、あるいは会の紹介を得て里親を講師として体験談や養育の実態を話す機会が増えれば良いと思います。里親制度や虐待防止の説明会ももちろん欠かせないことですが、いま養育している里親の貴重な体験談を同時に加えれば内容はより具体的になることでしょう。また地域へ入り込む方法としては、公民館の定期的な行事への参加など時間をかけた地道な活動なども含め、広報の機会を提供してもらえるなら尚のこと踏み出せるかと考えます。 これまでとは違う啓発の事業を行うためにも、3割の目標に応じた計画性を持って様々な考えを出し合い、将来を担う子どもの利益を守る立場を共有し、更なる普及啓発活動を共に進めて行きたいものです。	里親の皆さんには、様々な理由により家庭を離れて生活をせざるを得ない子どもたちを、深い愛情をもって養育していただいていること、また、いつでも委託がお願いできるよう受け入れの準備をいただいていることに深く感謝。 平成23年7月、国の「社会的養護の課題と将来像」では、今後10数年かけて「施設」「グループホーム」「里親及びファミリーホーム」の児童数の割合をそれぞれ3分の1ずつとする方向性が示された。 これを踏まえて、県では、平成27年度から41年度までの15年間の「島根県社会的養護体制推進計画」を検討しているところ。この計画では、社会的養護が必要な児童について、できる限り家庭的な環境において、安定した人間関係の下で生活ができるよう、里親委託を一層推進していく考え。そのためには、ご提案のあったように里親制度の意義について広く県民の皆様を知っていただき、新たに里親になってくださる方を増やすとともに、社会的養護が必要な子どもたちを地域全体で支えるという気運の醸成も大切。 当該が実施する主任児童委員研修会や市町村職員を対象とした会議・研修において、里親の皆さんに体験談を話していただくなど、普及啓発について一層の工夫をしていきたい。 また、市町村に対しては、毎年、広報紙への掲載などの協力をお願いしているが、さらに、市町村の各種会合において、里親制度について広報する機会を提供していただくよう、県としても積極的に働きかけをしたいと考える。 ・里親制度の理解を深め、一人でも多くの方に里親になっていただくためには、まさに地道な取組みの積み重ねが大事であり、引き続き、里親会の皆さんなど関係の方々と話しながら、普及啓発に努めたい。	平成27年度、当該が実施する会議や研修会あるいは健康福祉部の研修会などを活用し、里親さんの体験談を話していただくことを計画。 また、市町村に対しても、会議等を通じて、里親制度の広報について働きかけたい。 なお、里親登録者の開拓と里親委託を促進し、登録里親の支援を行うため、平成27年度、県里親会に里親支援機関事業を委託し、里親家庭訪問活動、里親制度の広報啓発活動、里親・里子交流会・施設訪問などの事業を実施することとしている。	青少年家庭課	松江地区里親会	8月27日

平成26年度圏域別地域公聴会の概要 [松江圏域]

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問の概要	公聴会時の回答の概要	公聴会後の対応状況等	担当課	意見者	開催日
11	01松江	08_その他(共通)	03_その他	人工呼吸器装着者の避難計画等	<p>重症難病患者は災害弱者であり、中でもALS患者は自力で避難できないことから、災害発生時には最も過酷な状況に置かれることが予想されます。松江市は全国で唯一の原発立地の県庁所在地です。原発事故時の地域別の避難先、経路が広報されました。在宅・入院にかかわらず、人工呼吸器装着者は医療的ケアの度合いが高いため避難場所も医療機関が望まれます。また、発声が不可能なため、慣れた介護者の付き添いも不可欠です。人工呼吸器装着者の避難計画は立てられているのでしょうか。</p> <p>また、患者個別への通知は予定されているのでしょうか。</p>	<p>原子力災害の避難計画については、島根原発から30km圏内の4市において、県で作成した広域避難計画を基に、支援が必要な要配慮者の避難方法も含め、より詳細な広域避難計画が作成された。</p> <p>入院患者であれば、人工呼吸器装着者に限らずその時点の病状に応じて、県で選定した避難先医療機関の受入準備が整い次第、救急車・ヘリ等の適切な搬送方法により避難していただく。</p> <p>自家用車・バス等での避難が可能な在宅の要配慮者については、家族と共に、指定された避難先に避難していただく。また、必要に応じて、多目的トイレや冷暖房設備等がより整った広域福祉避難所を活用する。</p> <p>自家用車・バス等での避難が難しい要配慮者については、屋内退避を行いながら、市・支所に支援要請を行っていただき、福祉車両、救急車、ヘリ等の適切な搬送方法により、介護者の方とともに、広域福祉避難所又は医療機関へ避難いただく。</p> <p>避難準備や避難指示などの情報伝達は、TV、ラジオ、CATV、広報車、防災行政無線等の様々な手法で行うこととしている。</p>	公聴会時の回答と同じ	健康福祉総務課	日本ALS協会 島根県支部	8月27日